

会 議 録

1 会議の名称	総務常任委員会
2 日 時	令和 5年 6月20日 (火) 午前 9時30分 開会 午前 9時52分 閉会
3 場 所	全員協議会室
4 出 席 者 (7人)	安藤 玄一 萩原 鉄也 岸 圭介
	山田 昌紀 川添 康大 小沼 富夫
	大山 学
5 欠 席 者	なし
6 説 明 員	なし
7 傍 聴 者	1人
8 事 務 局	次長 主事
9 会議のてんまつ	別紙のとおり

議 題 陳情第2号 地方財政の充実・強化を求める意見書を国に提出する
ことを求める陳情
結 果 不採択

午前9時30分 開会

○委員長【安藤玄一議員】 ただいまから、総務常任委員会を開会いたします。
これより、本委員会に付託されました案件の審査に入ります。会議は、配付してあります次第により進行いたします。

初めに「陳情第2号、地方財政の充実・強化を求める意見書を国に提出することを求める陳情」を議題といたします。

本件についての各市の状況、本市の状況等については、配付した資料のとおりです。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【小沼富夫議員】 それでは、「陳情第2号、地方財政の充実・強化を求める意見書を国に提出することを求める陳情」について、不採択の立場で、反対の立場で、討論をさせていただきます。

令和5年度の地方財政対策においては、交付団体をはじめ、地方が安定的な財政運営を行うために必要となる一般財源総額について、地方財政計画において、地方一般財源総額実質同水準ルールを堅持することを基本として地方財政対策を講ずることとしております。その結果、地方公共団体に交付される地方交付税交付金（出口ベース）では18.4兆円、対前年度プラス0.3兆円、地方の一般財源総額は62.2兆円、対前年度プラス0.15兆円とし、そして、前年度と実質的に同水準を確保いたしました。また、好調な国税収入、地方税収等の見込みを背景に、前年度に引き続き折半対象財源不足は生じておらず、臨時財政対策債は過去最低の1兆円、対前年度マイナス0.8兆円となるとともに、交付税特会の借入金について、償還計画額を大幅に上回る1.3兆円の償還を行うこととするなど、地方財政の健全化に資する内容となっております。あわせて、地域のデジタル化の推進のため、地域デジタル社会推進費について、事業期間を延長するとともに、マイナンバーカード利活用特別分として500億円増額するなど、現下の課題に対応したものとなっております。

以上、申し上げたとおり、政府与党においては、地方財源の充実、強化に対して、時代に即応した対策を講じておりますので、今回の陳情は不採択といたします。

以上です。

○委員【山田昌紀議員】 私からも陳情第2号について、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

国においては、地方公共団体が、人口や産業の集積の度合いにより地域間格差や景気の動向による税収の年度間格差に関わらず、住民生活に必要な行政サービ

スを提供するという責務を果たすことができるよう、地方財政計画を通じて地方の財源を保障し、地方交付税や地方債などにより、各地方公共団体に対して財源保障をしていることは御案内のとおりであります。本来、地方公共団体の財源は、地方税など自主財源をもって賄うことが理想であります。しかし、現実には税源などが地域的に偏在しているため、これを調整し、地方税収の少ない団体にも一般財源を保障するための仕組みが必要となります。このような趣旨から設けられたのが地方交付税制度であり、令和5年度の地方交付税の総額は1兆8千361億1千万円となっています。

福祉、教育、警察、消防、道路や河川等の社会基盤の整備をはじめとした国民生活に密接に関連する行政は、その多くが地方公共団体の手で実施されており、地方財政は国の財政と並ぶ車の両輪として極めて重要な地位を占めております。今後も、地域社会のデジタル化や公共施設の脱炭素化の取組等の推進、消防、防災力の一層の強化など、地方公共団体が担うべき役割に応じた財源の確保がますます重要となってきたと思います。

そこで、国においては、地方自治体に対し、福祉、子育て、介護などの社会保障をはじめ、地域活性化、脱炭素化、デジタル化等、様々な分野での助成メニューを提示しております。各自治体によって地方財政の規模や使途が違ふことから、それぞれの自治体に即した助成金を得ることが可能になっております。国の令和5年度予算においては、多岐にわたり地方財政にも気を配った予算となっていることから、本陳情に対しては不採択といたします。

以上でございます。

○委員【川添康大議員】 それでは、私からも、陳情第2号について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

現在、日本でも物価高騰に伴う市民生活の厳しさが増しています。こうした状況の中で、近年は気候危機打開のための脱炭素化や、減災・防災対策をはじめ、待ったなしの課題、また、デジタル化対策などへの対応も地方自治体で求められています。さらに、急激な少子高齢化に対しても、政府は十分な対策が打てず、このままでは、さらに状況が進展していくことが予想され、早急に手を打つ必要があります。さらに、新型コロナウイルス感染症が落ち着き始めたものの、この間明らかになった保健所の機能や医療体制の脆弱さ、これには充実に向けた財源措置を図ることが必要と考えます。

地方公共団体は、こうした多岐にわたる課題への対応などの役割が一層求められていますが、その保障となる地方財政の行政需要に対応した財源確保は、国の責任でしっかり確立していくべきものと考えます。さらに、地域社会の社会保障のニーズに対応できる制度と人材の確保、育成、また雇用の安定と処遇改善など、公務労働者に対する十分な財源措置や、地方交付税を本来のあるべき制度に戻し、どの地域に住む住民にも一定の行政サービスができるよう財源保障するため、また、地域の独自性を発揮できる保障をつくるためにも、法定税率の引上げや財源保障、財政調整機能の強化を行うべきと考えます。

以上のことから、地方財政の充実、強化は当然の要求であることを鑑み、陳情第2号については採択すべきものと考えます。

以上です。

○委員【岸圭介議員】 陳情第2号に対して、賛成の立場から意見を申し述べます。

政府の国債発行残高、いわゆる国の借金は、政府の借金であり、日本円で発行し、多くを日本銀行が買っている国債による国のデフォルトはあり得ない。円安の危険があると言われていたが、今まで何度か国の借金のせいで、日本円の価値が下がったと大騒ぎしたが、国の借金が減ったわけでもないのに、また円高に振れる。国は通貨発行権を持っているので、政府通貨を発行すれば、国債発行残高はすぐゼロにできる。政府は地方交付税をもっと出し、地方から景気をよくするべきであると考えます。

以上の観点から、この陳情に賛成します。

○委員【萩原鉄也議員】 それでは、陳情第2号について意見を述べます。

陳情の趣旨及び理由において、急激な少子高齢化を受けての子育て、医療、介護などの社会保障制度の整備、本市でも、やがて訪れる人口減少社会を見据えた地域活性化対策、脱炭素化を目指した環境対策、デジタル化に対応した施策の充実など、行政需要の増大に対応した財政確保を考慮に入れた地方財政の確立を国に求めています。この内容については理解するところです。

令和5年度の地方財政対策は、物価の高騰や新型コロナへの対応が引き続き求められる中、社会保障関係費の増加はもちろん、デジタル化、脱炭素化、地方創生の推進、防災・減災対策、人への投資や子ども・子育て支援の強化等に係る歳出増を踏まえ、地方の一般財源総額について、前年度を上回る62.2兆円を確保しています。また、地方交付税総額については、前年度を上回る18.4兆円を確保し、さらに臨時財政対策債の発行額を制度開始以来最低の1兆円にまで抑制し、残高も大きく減縮しています。さらに、交付税特別会計借入金も償還計画を上回る1.3兆円を償還し、交付税の国税減額補正に係る後年度精算前倒しなど、財政の健全化も図られています。

このほか、さきの議員と重複するところがございますが、地域のデジタル化を加速するための地域デジタル社会推進費の3年間延長及びマイナンバーカード利活用特別分として500億円の増額、地方団体が地域脱炭素化の取組を計画的に推進できるように、脱炭素化推進事業費、これは1000億円の新規計上や、脱炭素化推進事業債の創設のほか、学校や福祉、文化施設、図書館などの自治体施設の光熱費高騰を踏まえた、一般行政経費の700億円の増額計上などが盛り込まれており、地方の声を受け止めていると考えます。

以上、国は地方財政に時代を反映した対策を講じていると思われれます。よって、本陳情は不採択といたします。

○委員長【安藤玄一議員】 ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採択に賛成でない方は不採択とみなします。
本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○委員長【安藤玄一議員】 挙手少数。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

議 題 陳情第3号 消費税インボイス制度の実施延期を求める陳情
結 果 不採択

○委員長【安藤玄一議員】 次に、「陳情第3号、消費税インボイス制度の実施延期を求める陳情」を議題といたします。

本件についての各市の状況、本市の状況等については、配付した資料のとおりです。

それでは、本件についての意見等をお願いいたします。

○委員【山田昌紀議員】 それでは、陳情第3号について、反対の立場から意見を述べさせていただきます。

インボイス制度導入の目的は、取引の正確な消費税額と消費税率を把握することにあります。令和元年10月より消費税の軽減税率が導入され、仕入れ税額の中に8%のものと10%のものが混在するようになりました。正しい消費税の納税額を算出するために、商品ごとの価格と税率が記載された書類を保存することとなったのであります。インボイス制度のメリットは、電子データで請求書の保管ができる、消費税額を適切に計算できる、不正防止になる、適格請求発行事業者になれば、安心して取引が継続できるの4つが挙げられます。

陳情文書には、47.2%が、そもそも制度が複雑でよく分からないと記されておりますが、インボイス制度導入は、平成28年度税制大綱により決定されました。決定されてから6年以上経過しております。インボイス制度の様々な情報が発信され、財務省による各種補助金も拡充している中、延期する理由が見つかりません。よって、本陳情は不採択すべきと考えます。

以上でございます。

○委員【川添康大議員】 それでは、陳情第3号について、賛成の立場から意見を述べさせていただきます。

消費税のインボイス（適格請求書）制度が、今年の10月から導入されることについては、自営業者などから不安と批判の声が上がっています。インボイスが導入されると、これまで消費税の納税を免除されていた小規模事業者や個人事業主に新たな税負担がのしかかります。物を売った事業者は、客から受け取った消費税から仕入れにかかった消費税を差し引き、納税します。今、帳簿で行っている計算をインボイスを使って納税することが義務づけられます。先ほども出しましたが、日本商工会議所の調査でも、現場が煩雑さに困惑している状況です。深刻なのは、事業者の税の負担増です。現在、年間売上高1000万円以下の業者は消費税納税を免除されています。しかし、インボイスの導入は、消費税の価格転嫁が困難な零細業者にも課税業者になることを迫ります。現在は、課税業者が免税業者から仕入れた場合、消費税がかかっているとみなして控除ができます。今度はインボイスのない仕入れでは消費税額の控除は認められません。そうすると、多くの課税業者は免税業者との取引をやめることが想定されます。それを避けるために、免税業者は課税業者になるしかありませんが、赤字経営になっても、身

金を切って消費税を納めざるを得なくなります。これにより、既に経営状態が苦しい事業者の倒産や廃業が相次ぐことが強く懸念されています。個人タクシー、また文化、芸術関連の職種、漫画家や声優、農家をはじめ、宅配パートナーや電気、ガスの検針員など、1000万人以上が影響を受けると予想をされています。地域経済を支える個人事業主や小規模事業者等への影響も計り知れません。

以上の点からも、陳情者が述べているように、理解が進まない状況の中で実施することは、現場の混乱を生むことは目に見えており、消費税インボイス制度の実施延期を求める陳情については、採択すべきと考えます。

以上です。

○委員【小沼富夫議員】 私からも、「陳情第3号、消費税インボイス制度の実施延期を求める陳情」について、反対の立場から討論させていただきます。

ただいま、さきの議員が申されたとおり、本年の10月に実施される適格請求書等保存方式、いわゆるインボイス制度でございます。この制度を採用した場合は、標準税率の10%や軽減税率の8%など、それぞれの税率が明記されたインボイスを使用しなければなりません。適格請求書は、従来よりも必須項目が増え、さらには税務署長に登録が認められた適格請求書発行事業者のみ作成できます。商品売る側が請求書を作成することで、仕入れを行った買手に適用税率とそれぞれの購入額、消費税額などを明確に伝えられるようになるわけであり、また、登録が認められていない、対象外の事業者から受理した請求書では、仕入れ税額控除を受けられなくなるわけであり、ただし、従来の様式でも経過措置が行われるため、控除を受けられる場合は段階的に引き下げられていく形であります。2026年9月までは80%、2029年9月までは50%と、当分の間は一定の割合で控除が受けられます。

陳情者は、インボイス制度実施の延期を求められておりますけれども、十分なる告知期間を経ての実施であること。また、先ほど述べたとおり、一定の緩和措置が設けられることから、予定どおりの実施で何ら問題のないものと考えております。

よって、陳情は不採択とします。

○委員【岸圭介議員】 陳情第3号について、賛成の立場から意見を申し上げます。

日本の税金や社会保険料などの非消費支出は、収入の6割にもなると言われています。課税最低限も低い上、消費税という逆進性の税金を上げることは、30年以上GDPがほとんど上がらない現状において、間違った政策であると考えています。さきの議員の意見にもありましたが、零細企業は消費税を価格などに転嫁できていないのが実情であると考えております。また、納税のルールが複雑になるということに対して、税制というのはシンプルであることが旨であると考えております。また、そもそも逆進性の高い消費税というのは廃止するべきであると考えております。以上の観点から、このインボイス制度の導入には反対いたします。

よって、この陳情には賛成いたします。

○委員【萩原鉄也議員】 それでは、陳情第3号について意見を述べます。

御存じのように、2019年10月より、消費税率の引上げに伴い、食料品などに対して軽減税率が導入され、10%と8%の2つの税率が混在することになりました。そのため、正しい消費税の納税額を算出するには、取引や商品に、どちらの税率が適用されているかを明確にする必要が出てきました。インボイス制度によって、請求書に消費税率や消費税額が記載されるため、売手は納税が必要な消費税額を受け取り、買手は納税額から控除される消費税額を支払うという対応関係が明確となり、消費税の転嫁がしやすくなります。商品売る側が請求書を作成することで、仕入れを行った買手に適用税率とそれぞれの購入額、消費税額を明確に伝えられ、双方が正しい税額を容易に把握できるようになります。仕入れ税額控除は、税率ごとに分けて算出しなければならないので、消費税率と税額が示されている請求書を使用することにより、仕入れ税額控除や算出の確認が効率化され、算出ミスや不正を防げると言われています。さらに、書類を電子化して処理する電子インボイスが可能となり、デジタル化によって業務の効率化が行われ、事業者として有利な取引が可能になるというメリットもあります。電子インボイスは、国内で業種が統一され、仕入れ税額控除においても、システム上で自動的に算出され、業務効率化を図れるものです。反対に手続の手間が増える、仕入れ税額控除が減少する可能性があるなどのデメリットも考えられるため、スムーズな対処には、経理業務の見直しと適切な業務システムの導入が欠かせません。現在、インボイス制度の登録件数は、対象事業者の4分の1程度、その理由がインボイス制度の理解の遅れと記載されていますが、事業者によっては仕事の受注や報酬が減る可能性があることも、登録が進まない要因としてあるのではと考えます。

登録が認められていない対象外の事業者から受理した請求書では、仕入れ税額控除が受けられなくなります。ただし、従来の様式でも経過措置が行われるため、控除を受けられる割合が段階的に引き下げられていきます。さきの議員の中にもありましたように、2026年9月までは80%、2029年9月までは50%、当分の間は一定の割合で控除を受けられます。また、告知期間も十分と考えます。

よって、本陳情は不採択といたします。

○委員長【安藤玄一議員】 ほかに発言はありませんか。（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより採決いたします。なお、採択に賛成でない方は不採択とみなします。本件を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔挙手少数〕

○委員長【安藤玄一議員】 挙手少数。よって、本件は不採択とすることに決定いたしました。

以上で、本委員会に付託されました案件の審査は終了いたしました。

なお、委員長報告の作成については、正副委員長に御一任願いたいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○委員長【安藤玄一議員】 御異議ありませんので、正副委員長で作成の上、本会議に報告いたします。

以上をもちまして、総務常任委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午前9時52分 閉会

上記会議録は事実と相違ないので署名する。

令和5年6月20日

総務常任委員会

委員長 安藤玄一